

「みやぎ発展税」活用実績等と今後のあり方について

1 導入の経緯等

「みやぎ発展税」は、厳しい財政状況の中で、「宮城の将来ビジョン」(平成19年度から令和2年度まで)に掲げた政策推進の基本方向である「富県宮城の実現～県内総生産10兆円への挑戦～」と「人と自然が調和した美しく安全な県土づくり」に向けた取組を充実・加速させるため、平成20年3月に導入したものであり、平成25年と平成30年に課税期間をそれぞれ5年間ずつ延長している。

2 今回の検討経過

現行の課税期間が令和5年2月28日までとなっていることから、今年2月に庁内の主管課長及び関係課室長による検討会議を設け、3回にわたって、これまでの活用事業の実績と成果及び今後のあり方等について検討を重ねた。その結果を踏まえ、4月の政策・財政会議において執行部としての意思決定を行った。

3 活用事業の実績等

(1) 産業振興パッケージ

積極的な企業誘致の展開や、産学官連携等による県内企業の技術力の向上支援、ものづくり産業を担う人材の育成などを進めてきた結果、新たな企業の立地が進捗するとともに、県内企業の取引が拡大するなど、地域経済の成長に大きく寄与した。

(2) 震災対策パッケージ

東日本大震災等の教訓を生かし、多くの県民が避難所等として利用する施設の耐震化等を推進したほか、地域や企業の防災対策の中心となる人材を養成することなどにより、地域における防災力の向上が図られた。

4 今後のあり方

「みやぎ発展税」は、「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けて取り組む上で、貴重かつ重要な財源となっている。県の財政状況は、依然として厳しい状況にあり、これまでの取組を継続するとともに、人口減少社会の中での県経済の持続的な発展や、デジタル・トランスフォーメーション(DX)、激甚化する自然災害などの新たな課題に積極的に対応していくための財源を引き続き確保する必要がある。

このため、震災対策パッケージを災害対策パッケージに再編した上で、「みやぎ発展税」を令和10年2月29日まで5年間延長する。

延長に当たって、納税義務者、超過課税の内容など課税スキームは現行のとおりとする。

5 今後のスケジュール

令和4年5月～8月 関係機関への説明等

令和4年9月 9月定例会に宮城県県税条例等の改正案を上程